



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	政治学ノート
Author(s)	菊地, 久; KIKUCHI, Hisashi
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 1223-1245
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16737
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(5-6)2_p1223-1245.pdf



政治学ノート

菊地 久

目次

はじめに

第一節 いうことをきかせる

——強制と自発的服従の調達、及び説得・妥協・取引——

第二節 利益をはかる

——自益の確保と他益の保障、及び共益の追求——

第三節 あるべきものを目指す

——当為の目的化と建前化、及びその内在化——

おわりに

はじめに

政治学が、市民の自己検証の学であつてもいい。本稿は、こうした立場から人々の日常生活における政治を想定し、これを抽出吟味できるような枠組を探ろうとしている。

〈政治の世界〉として真つ先に思い浮かぶのは、職業政治家や一部官僚が公権力の運用にあたる世界だろう。だが、そうだからといって、政治をことさら右の領域に限定する必要があるまい。もし政治の世界における政治という物言いが許されるなら、〈非政治の世界〉における政治という表現も可能なはずである。公権力を離れた社会の諸集団においても、職業政治家や一部官僚と同一パターンの行為を重ね、あるいは近似の役割をはたす者がいる。

政治の世界における政治と非政治の世界における政治とは、

おそらく相互に影響し合っている。現代の民主制の下では、政治の世界は非政治の世界に対して一定程度開かれており、双方の領域が重なつてのいわば〈準政治の世界〉を持つ。社会の成員やその大小の集団は、当該の重複領域において非政治の世界にとどまつたまま政治の世界に参入することになる。具体的に

は、投票権の行使をミニマムとして市民参加や圧力団体化を通じて公権力の運用にかかわつていく。こうした仕組みの中では、政治の世界における政治のあり様が非政治の世界における政治のあり様を規定するばかりでなく、その逆のケースも又大いにありうるだろう。

「経済は一流、政治は三流」として、日本の政治の世界がしばしば揶揄される。だが、そのレベルは、日本の準政治の世界の実情に見合い、さらに非政治の世界の政治を反映したものかもしれない。だとすれば、非政治の世界に及ぶ政治を想定して、これに分け入ることも決して無益ではあるまい。

第一節 いうことをきかせる

——強制と自発的服従の調達、

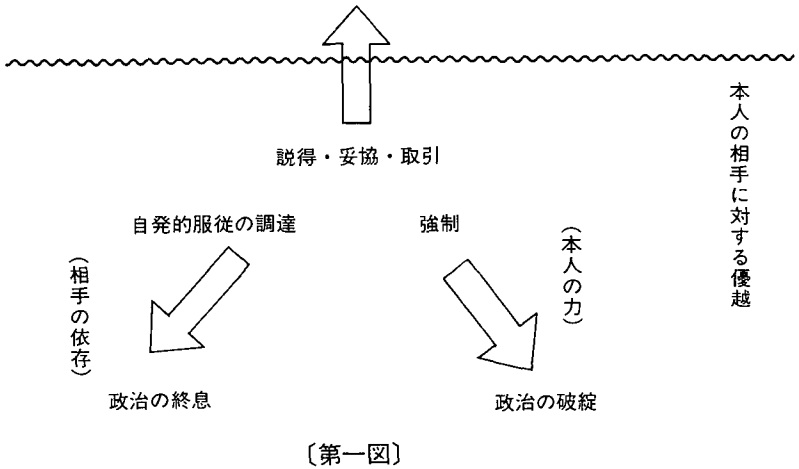
及び説得・妥協・取引——

以下は、政治を〈行為〉と〈目的〉の二つのレベルに分けて考え、各々の平面で理解の枠組みを探つていきたい。そして、その上で、二つのレベルにまたがつて政治に「成熟」なり「進歩」なりをもたらすもう一つの平面を考え、これをいわば〈当然〉のレベルと見て、そこでも同様の作業を試みようと思う。

本節では、まず政治とはどのように振舞うことなのかと問いかけ、〈行為〉レベルでの理解の枠組みを探ってみたい。

一

政治とはどのように振舞うことなのか。こう問いかけて日々の行為を振り返る時、さしあたりは他者に働きかけてこれを動かそうとする所作が浮かんでくる。なだいなだ氏が「権威と権力」(一九七四年)で用いた表現を借りて、「いうことをきかせる」行為といいかえてもよい。我々はしばしば人の「いうことをきく」が、それにもまして人に「いうことをきかせ」ようにする。親は子供に、教師は生徒に、上役は部下に「いうことをきかせ」ようとするし、相互の関係が同格に近づくにつれて次第に「いうことをき」いてもらう形をとるにしろ、多くの人が到る所でそうしている。政治家が例外でないことは勿論である。彼らは、政党を成してその内部で、あるいは外で他政党と「いうことをきかせる」ためにしのぎをけずり合う。そして、その間に、国民にも「いうことをきかせ」ようとし、ただ選挙を間近に控えた場合のみ「いうことをき」いてもらおうとする。身近な所作としてあり、しかも政治家の常態につながる右の行



為こそ、おそらくは政治の振舞いの中核を成すものだろう。

「いうことをきかせる」こととしての政治は、当然にも様々な形をとる。だが、展開の方向に注目するなら、ある程度の交通整理は可能だろう。政治は、実効的であろうとして二方向に向かい、さらに第三の道筋を進むと考えることができる。一方では無理にでも「いうことをきかせ」ようと「強制」に流れ、他方では相手が進んで「いうことをきく」ようにと「自発的服従の調達」へと赴く。そして、強制や自発的服従の調達が不適切もしくは困難な中で、なんとか「いうことをき」いてもらおうと「説得・妥協・取引」に向かう。各々の特性をあらかじめ押さえて図示すれば、おおよそ第一図のようにならうか。

二

〈強制〉についていえば、それは、相手の意思にかかわりなく、場合によってはこれに反してもなお「いうことをきかせ」ようとするのだらう。このような所作が実効的であるのは、勿論、特定の条件の下においてである。

第一の条件は、いわば必要条件で、本人の力にかかわる。相手に対して、腕力や組織力、富や地位権限等において優越し、

そのために大なり小なり強制できる力を持つことが前提となる。強制できる力とは、相手が「いうことをき」かない場合になんらかの制裁を課しうる力を指す。手短には、〈権力〉といいかえてもよい。こうした力を持つ場合にのみ、制裁に対する恐れをテコに相手をその意思に反してまで従わせることができる。親と子供、教師と生徒、上役と部下といった関係では、片一方は概して右の力を持つだろう。

ところで、当該の条件を満たしたとしても、それが長続きするとは限らない。優越は相対的で、強制できる力は常に変転の可能性を持つ。親と子供、教師と生徒との関係では、子供や生徒の成長がその可能性をふくらませる。まして大人同士では、変転は半ば相手の出方次第となる。例えば、一人一人の相手を圧倒できる腕力や富を持っていても、相手が三人、四人、数十人と組めば、たちまち優劣は逆転する。強力な命令権限をもって部下を従わせる上役も、その部下が上役の上役に通じていれば、もはや命令権限の空洞化は避けがたい。強制力において他を圧する国家権力さえ、このような変転の可能性と無縁ではない。国際社会においては先の例が当てはまり、国内においては他の社会権力との関係で、あるいは自己権力の内部で、先の例と後の例がともに妥当する。

こうして、強制は、しばしば優越を補強して強制できる力を確保しようとする所作を先行させることになる。一方では腕力や富を蓄え、あるいは自らの権限を強めながら、他方では相手方複数を分断してその一部を抱き込み、あるいは上部に通じ下部を系列化して派閥を形成する。〈権力の力学〉とでもいふべき右の動きは、身のまわりの大人社会でさほど珍しくなく、まして「政治の世界」では日常茶飯事である。

では、強制できる力を確保すれば、強制は常に実効的なのか。勿論、そうではあるまい。第二の条件は、いわば十分条件で、相手との関係にかかわる。強制は、おそらく、相手に対して必要最小限にとどまってこそ実効的でありうる。親が子供を、教師が生徒を、上役が部下を、厳しく叱って命令する時、それが確で稀なことなら効果は大きいだろう。だが、散漫で度々のことなら、効果は小さく、しかも場合によっては逆効果となる。必要限度にとどまることは十分条件に過ぎず、それが不可欠というわけではない。いいかえれば、強制できる力さえあればいくらでも強制をなしうる。そこに、〈権力の濫用〉が生まれるともいえるだろう。散漫で度々の叱責をなす者は、決して珍しくないのである。だが、逆効果の可能性を示唆したように、限度を越えて強制を重ねることは、以下のリスクをおかし、やは

り実効的であることを断念するに等しい。

なによりもまず、強制できる力の変転の可能性を高め、いわば足元を崩しかねない。強制は相手の反発を生みやすく、繰り返せば抵抗や離反、さらに積極的な対抗を招くことになる。無論、これらに制裁をもつて応じ、その過半を押しこむこともできるだろう。だが、たとえそうであったとしても、次には政治の破綻、すなわち「いうことをきかせる」ことの失敗に到りかねない。制裁をもつて応じて相手も相手の反発がやむはずはなく、以降はそれが逃亡やサボタージュ、面従腹背といった形をとるだけである。この上制裁を重ねても、ただ悪循環となり、面従腹背が広がるにすぎない。家庭と職場とを問わず、さらに国家をも含めて、我々が、力づくの体制に早晚見るものは、以上のリスクが具体化したの反抗・争議・失脚・内乱か、もしくは丸ごとの流潰・停滞かである。

こうして、強制できる力を持ちながら強制をミニマムに、他の方向に進んで「いうことをきかせよう」とする動きがあらわれる。ここでは、自発的な服従の調達を試みられ、あるいは説得・妥協・取引が重ねられる。

三

「自発的服従の調達」についていえば、それは文字通り相手の進んで従う意思を確保することだろう。恒常的にその意思を確保できるなら、本人はいわば「権威」となる。では、どのような条件の下で、このことが可能なのか。

進んで従う意思とは、受身には従順、能動的には忠誠、広がってゆるやかに信頼や尊敬の気持ちと表現できる。こうした気持ちを確保できる条件は、相手が多少なりとも本人に依存していることだろう。相手の依存はおそらく必要条件で、依存の度が強ければ強いほど、従順なり忠誠なりの気持ちを期待でき、その度が弱まるにつれて信頼や尊敬の気持ちを望むしかなくなる。

相手の強い依存は、しばしば本人の大きな優越と表裏一体である。こうした場合は、相手の依存に答えやすく、しかもそうするだけで相手は従順もしくは忠誠の気持ちを抱くようになる。優越する本人が強制できる力を持つかどうかは、必ずしも右のこととかかわりない。専門家と素人、特に医者と患者の關係に、それは鮮明だろう。医者は患者に対して、病気の診断と治療に関して大きく優越するが、かといって強制できる力があるわけ

ではない。しかし、医者の優越に見合つて患者はこれに強く依存しており、医者の熱心な態度一つで大概は従順に、いわば進んで、「いうことをきく」ようになる。

とはいえ、相手の依存は、本人の優越ともども移ろいやすい。依存の程度が弱まれば、より積極的な所作を求められるが、にも拘らず見返りは信任や尊敬の気持ちにとどまる。その成行きは、親と子供、教師と生徒との關係に見てとれよう。子供や生徒が幼ければ、親や教師は大きく優越して強制できる力を持ち、それとともに子供たちも彼らに強く依存している。結果として、前者はいつでも無理強いできるが大概はそうせずともよく、ただそのつとめを果たすだけで後者が進んで「いうことをきく」。だが、子供たちが大きくなれば、話は変わってくる。優越と依存の關係がともに弱まるのであり、親や教師はもはや強制に訴えがたく、さりとて子供たちに昔の従順さを期待しようもない。そうなった時は、良き親、良き教師であろうとつとめて、せいぜい相手の信任や尊敬を確保し、後は説得・妥協・取引によるしかない。

ところで、相手の依存と本人の優越が常に表裏一体とは限らない。本人が優越して強制できる力を持ちながら、相手が依存しているとはいいがたい場合もある。職場の上役と部下とは、

半ば以上がこうした関係だろう。その場合、進んで従う意思を確保しようとするなら、改めて庇護と依存の関係を作り上げるか、一種の人心操作に頼るしかない。かくして、本人の優越を守ろうとする動きが、しばしば右の作為をとまなうことになる。相手方を分断して一部を抱え込み、さらに又派閥を形成する動きは、内向けに庇護と依存の親分子分関係を持ち込みながら、より広い範囲に向けては実績や名誉を誇示して心理的な依存感を植えつけようとする。

いうまでもないが、依存は心理的な依存としてもありえよう。人は、気持ちの寄る辺なきのために、しばしば神を仰ぎ仏を信じる。だが、こうしたことにもまして、頼ることに慣れた精神の故に、あるいは又判断することへの不安や思考の怠惰故に、世の優越的事物への過度な心理的依存を示す。例えば、「寄らば大樹の陰」「長いものには巻かれる」といった警句の数々、ごく身近には物を買う時にブランドに頼る、他人を値踏みする時にその肩書に頼る、世の中の出来事を判断する時に大新聞やテレビの論調を頼る等々。かかる傾向が、優越する本人に人心操作を許し、実質的な庇護と依存の関係が希薄でも、相手にある程度心理的な依存感を植えつけることを可能にしている。

では、他に条件はないのか。強制は、実効的であるために、

必要条件を満たした上で、なお多用や濫用を避けることが求められた。ならば、自発的服従の調達においてはどうか。おそらく、その種の条件はないと答えるべきだろう。実効的であろうとするなら、相手の依存という必要条件を、できるだけ実質的に、しかもより強い度合において充足すればよい。この上、抑制的でなければならぬということはない。

だが、実効的であればそれでいいのかといった問題は残るだろう。実をいえば、自発的服従の調達も、強制とは違った意味で、「いうことをきかせる」政治を解体させかねない。強制が過度に流れて実効性を損ない、政治の破綻を招くとすれば、自発的服従の調達は、実効的であればある程、相手の隷属を促して「いうことをきかせる」努力を不要とし、政治の終息をもたらすことになる。その結果は「無為として治る」ことに近く、かつては東洋の為政者が理想とするところであった。だが、相手の隷属が進んで「無為」となりうるとすれば、もはや理想とばかりもいつていられなくなる。依存の度を強めて進んで従うようになることは、良くて郎党化、下手をすれば幼児化と愚民化であり、これに目をつむることはむずかしい。

だとすれば、自発的服従の調達を慎しみ、相手の隷属を避けるという選択もありえよう。その選択は、理非善悪の判断から

ばかりでなく、集団や組織の機能を保つという計算からも、弾き出されてくる。幼児化や愚民化が進めば、集団や組織がともに機能するとは考えにくいのである。このようにして、自発的服従の調達をも慎もうとするなら、残された道筋は一つ、説得・妥協・取引しかない。

四

〈説得・妥協・取引〉についていえば、それは相手と折り合いをつけながら「いうことをきかせ」、あるいは「いうことをきか」せてもらおうとすることだろう。説得によってたとえ部分的にしる相手の同意を得ようとし、妥協によってたとえ部分的にしる相手に同意を与え、取引によってその双方向のやりとりの中から合意を作り上げようとする。勿論、これらに不可欠の条件はなく、おそらく有利や不利はあっても誰もが可能な所作である。

相手に優越して強制できる力を持ち、あるいは相手が依存を見せる場合でも、説得・妥協・取引は可能である。無論、説得で済めば、それに越したことはない。だが、この場合の説得は、かなりの危うさを持つ。本人は説得のつもりでも、相手にとつ

ては、間々ソフトな強制に過ぎないか、あるいは自発的服従を促されたに過ぎないこととなる。子どもたちの成長につれて、親や教師は次第に説得を重ねるが、そうした中で時には思わぬ反発にとまどい、時にはあまりに素直すぎて不安になってくる。反発は、説得が強制と受けとめられたためであり、不安は、説得が自発的な服従を促したにとどまり、子どもたちから成長の手答えを感じられないためである。従って、もし強制や自発的服従の調達を避けようとするなら、もはや説得に終始することはできず、相手の意思をできるだけ尊重して妥協へと進み、さらに相手にもこちらの意思の尊重を求めて取引へと到らざるをえない。

これ以外、相手と同格か、もしくは相手が優越する場合でも、説得・妥協・取引は可能である。だが、この場合は、そもそも説得で済むことが少なからう。大抵は妥協を覚悟しなければならず、取引に持ち込めれば、おそらくそれだけでかなりの成功とさえいえる。あれこれの例を持ち出すまでもなく、大人社会ではごくありふれた成行きである。

有利・不利というなら、以上の二つの場合において結論ははっきりしている。先の場合は、説得から妥協や取引に向かうことが半ば本人の意思次第であり、しかもそうなつても妥協や取引

の材料に恵まれている。だが、後の場合は、妥協や取引がほとんど不可避で、しかも、そうなつても材料に恵まれているとはいいがたい。だが、こうした差があつても、後の場合を例外とせず、やり方次第で実効的でありうるのは、当該の道筋だけだろう。

無論、実効的であることがやさしいわけではない。第一に、説得は、説得する相手に応じたやり方が求められる。一般的にいつて、人はともすれば自分が説得されやすい方法で他を説得しようとする。そのため、相手を説得しようとしても、必ずしも相手に効果的な方法に拠るとは限らず、むしろ多くは本人にとつて効果的な方法に拠るに過ぎない。まず、こうした錯誤をミニマムにすることが求められるだろう。

第二に、妥協や取引に進んでは、相手の意思を受け入れることによつて本人の意思が制約されることになり、これに見合った歩みが必要になる。制約の程度はケース・バイ・ケースであつて、相手の意思を受け入れた分だけ本人の意思が通ることもあれば、相手の意思を受け入れた分だけ本人の意思が損なわれることもある。だが、いずれにしても、制約されることは間違いない、そうした中で実効的であろうとするなら、一方では企図せぬ結果を受け入れてこれへの半ばの責任を自覚しながら、他方

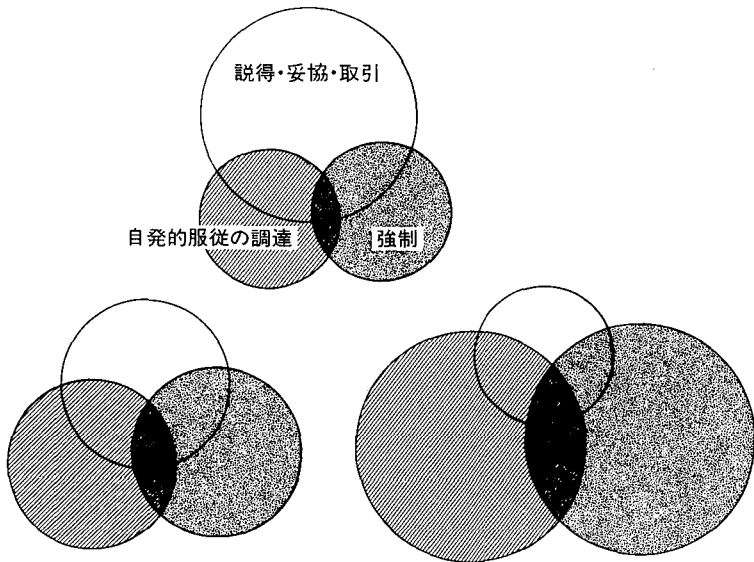
では企図する所を目指してなお漸進的な努力を重ねるしかない。これらの点から見て、説得・妥協・取引は、まことに隘路といわざるをえない。だが、その隘路はなにがしかの見返りを提供するものだろう。まず、相手と折り合うことによつて本人の意思や思考が検証され、場合によつては新たな着想への飛躍が可能になる。又、「いうことをきかせる」能力や技術も、かなりの程度に鍛えられる。強制や自発的服従の調達を重ねるだけなら、先の可能性は概して乏しく、後の習熟もさほどには期待できまい。

五

以上の分岐については、多少の補足が必要かもしれない。これまで、強制を抑え、自発的服従の調達も慎み、ために説得・妥協・取引に向かつていわばそれをメインとする歩みを見てきた。だが、行為の現実が、はるかに多様であることは勿論である。三方向のいずれかに傾くとしても、それが説得・妥協・取引とは限らない。場合によつては、強制か、もしくは自発的服従の調達か、あるいはその双方かもしれない。又、三方向のいずれかに傾くと決まったわけでもない。時には、すべてを等分

に、ただ相手の出方に応じて使い分けることもある。例えば、対抗する相手には強制、味方し頼ってくる相手には自発的服従の調達、流動的な相手には説得・妥協・取引といった形で、あるいは説得・妥協・取引に出て、不調なら強制、良好なら自発的服従の調達に進むといった具合に。

だが、行為の現実がいかに多様であろうとも、それを三方向の組み合わせパターンとして押さえることができるのは確かだろう。「いうことをきかせる」政治行為は、おそらく強制、自発的服従の調達、説得・妥協・取引の三つを基本類型として、腑分け可能である。その組み合わせパターンは、第二図で例示するように、時に境界線が曖昧であったり、使い分けが可能であったりして、各々の類型が重複する領域を持ちながら、同時に又、状況の推移や社会の仕組み、さらに後述するような政治的目的の組成に応じて、各々の類型が大小の占有比率を示すものとなる。



〔第二図〕

第二節 利益をはかる

—— 自益の確保と他益の保障、及び公益の追求 ——

では、政治を「目的」のレベルで捉え直すとうなるか。本節では、「行為」レベルでの分岐を押しえながら右の作業を進め、さらなる理解の枠組みを探ってみよう。

一

人は、何を指して「いうことをきかせ」ようとし、あるいは「いうことをきかす」いてもらおうとするのか。目的レベルに目を向けてこう問いかけるなら、いくつかのケースをその答として考えることができるだろう。ある場合には、ただ「いうことをきかせる」ことを喜びとして、そうするかもしれない。又、ある場合には、なんらかの利益をはかろうとして、そうするだろう。他にも、当面の不利益を厭わず、理想や原則に忠実であろうとして、そうする場合がある。

これらのケースについては、しかし、多少の取捨が必要かもしれない。最初の場合は、行為の自己目的化にすぎず、見方を変えれば無目的——目的レベルの空白ともいえる。最後の場合

は、理想や原則の目的化だが、理想や原則は必ずしも目的としてだけ機能するわけではない。次節で述べるように、それは、目的の域を越えて、行為と目的の双方を規制するものともなる。だとすれば、答として過不足がないのは、第二の場合だけだろう。目的レベルに目を向けては、「利益をはかる」ことがその平面のみに収まり、しかもおそらくは数の上でも大方を占め、もつとも中心的な位置を保つ。

ところで、一口に利益をはかるといっても、その中身は多様である。何が利益かは、まさに人様々であり、富や地位権限はいうに及ばず、名誉や尊敬、情報や知識、さらに衣食住の快適さと、あらゆる価値が利益の対象となる。又、どの程度が利益かもケース・バイ・ケースであつて、損失を最小限に抑えることが利益と感じられることもあれば、獲得を最大限にすることが利益と見られることもある。

だが、こうした多様性にも拘らず、「いうことをきかせる」本人と相手との関係においては、その展開の方向は限られてくる。利益をはかることは、一方では明らかに本人の「自益の確保」に向い、他方では相手を目当てに「他益の保障」へと赴く。そして、大抵は自然の成行きとして、しかし、時にははつきりと自覚された形で、本人と相手との「公益の追求」に到る。

二

〈自益の確保〉についていえば、それは多分に人の本性に根差すものだろう。おそらく、人は誰もが利己的であることを免れがたい。そのため、「いうことをきかせ」ようとする時も、本人は、たとえ無意識にしる自己の利益をはかろうとし、少なくとも自身の都合を優先させることになる。普通の反省能力があれば、すぐに得心のいく成行きである。

だが、それだけではあるまい。加えては、「いうことをきかせる」行為そのものあり様にも根差している。確実に「いうことをきかせ」ようとするなら、本人の相手に対する優越が求められる。なによりもまず、〈強制〉を辞せず、強制できる力を保持しようとするれば、本人の優越は欠かせない。次に、〈自発的服従の調達〉や〈説得・妥協・取引〉に赴いても、本人の優越は有利に働く。優越していれば、相手の依存に答えて従順な気持ちを引き出しやすく、妥協や取引にも応じやすい。こうして「いうことをきかせる」上で実効的であろうとする程に、本人は、その優越を獲得維持すべく、機会を捉えて意識的に自己の利益をはかろうとする。〈政治の世界〉において絶え間ない貪欲のスクランダルは、その半ば以上が右の成行きの所産だろう。

とはいえ、次のことは看過してなるまい。すなわち、「いうことをきかせる」行為は、自己の利益をはかろうことを促しながら、そこにとどまることを許さない。換言すれば、実効的であろうとして自己の利益をはかつて、それだけに終始するならば、えつて実効的ではありえなくなる。現実には、自己の利益をはかるだけに終始する場合も多いだろう。だが、その場合は相手の反発を招かざるをえず、次第に強制によってしか「いうことをきかせ」られなくなる。これにつれて強制を重ねれば、先行きは明らかである。既に述べたように、相手の反発は一層強まり、やがて本人の優越の終焉か、「いうことをきかせる」こと完全な破綻に行き着くしかない。

では、「いうことをきかせる」行為が次に求めるのは何なのか。それは、他益の保障に他なるまい。自益の確保につとめつつこの要請に答えるなら、あり様は共益の追求ともなる。

三

〈他益の保障〉についていえば、これも又ある程度は人の利他的特質に由来しよう。利他的であることが本性なのか、社会生活の中で学習されたものなのか、その点はひとまず措く。だ

が、いずれにしても、人は自らを犠牲にしてまで他に尽くすことがあらず、そうした姿勢を保つからこそ他を放置できず、時には敢えて「いうことをきかせ」ようとする。親と子供、教師と生徒の間には、時々見受けられる顛末である。

だが、右に加えては、やはり「いうことをきかせる」行為そのもののあり様に負つていよう。確実に「いうことをきかせ」ようとするなら、自己の利益をはかることに劣らず、相手の利益をはかることが求められる。まづもつて、〈強制〉〈自発的服従の調達〉〈説得・妥協・取引〉のいずれに向かうを問わず、表面上は相手の利益をはかるポーズが欠かせない。自己の利益をはかることは、この点で対照的であつて、実効的であらうとするならむしろ表に出さない方がいい。ところで、ポーズは、その裏付けがあつた方が効果的である。中でも、〈自発的服従の調達〉に赴く場合は不可欠となる。従順さを引き出そうとするなら、相手の依存に答えるべくその利益をはからなければならぬ。〈政治の世界〉における利他的な振舞いは、そのほとんどがこうした成行きの結果だろう。

では、自己の利益をはかることなく相手の利益をはかつては果して実効的でありうるか。相手に大きく優越して揺るぎない場合は、おそらく首肯すべきだろう。そうする程に、相手は進

んで「いうことをきく」ようになる。だが、右の場合以外は、否と答えるのが妥当だろう。自己の利益をはかることなくしては、やはり優越を保つことがむずかしい。その結果、相手の依存に答えて十分とはいかず、次第に従順さを期待できなくなる。まして、強制できる力は弱まり、これに頼ることはできないのである。「いうことをきかせる」行為は、相手の利益をはかる場合でも、概して同じ場所での足踏みを許さない。

こうして、実効的であらうとする限りは、共益の追求に赴くことになる。自益の確保と他益の保障の双方にまたがる歩みである。

四

〈共益の追求〉についていえば、以上からその根差す所は明らかだろう。一つには、人の利己的な本性と利他的な特質の双方に負い、二つには、これにもまして「いうことをきかせる」行為そのもののあり様に基づく。

「いうことをきかせ」ようとして共益の追求に到る場合は、多く自然の成行きとしてそうなるだろう。自己の利益ばかりをはかつていれば、次第に相手の反発が目立つて「いうことをき

かせ」にくくなる。相手の利益ばかりをはかっている、次第に優越が損なわれて同様の仕儀となる。結果として、格別意識しなくとも双方方向への歩みを見せることになる。

とはいえ、自然の成行きとしてそうなるなら、なお共益の追求という大枠の中の偏りは避けたい。先の例でいえば、自己の利益をはかることを主として、相手の利益をはかることは従に、せいぜいその反発をやわらげる範囲にとどめるといふことになる。後の例においても、最初はゆるやかに、当分は相手の利益をはかることが主たる地位を保つだろう。

成行きまかせでは相対的な偏りが残るといふなら、共益の追求とは実はかなり意識的な努力を必要とするものなのかもしれない。つとめて自他の利益をはかるにしても、おそらくそれだけでは済まない。つとめての歩みにもある種の錯覚が生れがちであって、これを免れることが不断に求められもする。

自己の利益をはかることをおろそかにできないが、一方でこれにつとめては、自他の利益を安易に同一視もしくは連続視しやすい。いい換えれば、自己の利益が相手の利益と思ひ込みがちである。選挙を前にした政治家が、支援の業者に何を訴えるかを考えてみればいい。多くの場合、私を当選させることがある。なたたちの利益であると訴えるだろう。勿論、こうした短絡が

常に錯覚というわけではない。だが、その思考に慣れてくれば、たとえ自己の利益をはかるにすぎなくともそうは思わなくなる。では、相手の利益をはかるにつとめては、どうか。錯覚

は、案外こちらの方が大きく、しかも始末が悪いのかもしれない。前との比較でいえば、自他の利益を安易に切り離し、相手の利益が専ら相手の利益であると思ひ込みがちである。身近な例で考えてみよう。親が子どもに子どものためとして求めたことも、実は親自身のためであったということは、よくある話である。だが、子どもに何かを求めるに当たって、親が多少なりとも犠牲を払っていけば、その内実にはなかなか気がつかない。子どもの利益は、専ら子どもの利益と考えてしまう。こうした錯覚が始末に悪いのは、目的が手段を正当化する成行きとなりがちだからである。子どもに求めるに当たって、親が自分自身のためにそうすると思えば多少の遠慮が働くだろう。だが、子どものためにそうすると思えば、抑制は効きにくく、ともすれば無理強いを重ねてしまうことになる。

共益の追求は、以上のような錯覚を免れて、はじめてその名に値するものとなる。錯覚を免れるためには、意識を逆方向に働かせなくてはなるまい。自己の利益をはかつては、自己の利益をあくまで自己の利益として見すえながら、相手の利益をは

かつては、相手の利益が自己の利益かもしれないと疑う必要がある。おそらく、こうした要請に答えてこそ、実際に自己の利益と相手の利益が重なる所を探りあて、あるいはそれらが折り合える所を見つけることができる。いい換えれば、偏りが少なく、公平妥当に自他の利益をはかることができる。

では、何がこのような公益の追求を促すのか。やはり「いうことをきかせる」上で実効的であろうとして、当該の地平に到るのか。勿論、そうした面があることは確かだろう。「いうことをきかせる」行為は、自他の利益のどちらか一方への傾きに対して、それが過度に流れれば「いうことをきかせ」にくくなる現実を示して警告を発する。その警告にいくどか接すれば、成行きまかせて相対的な偏りを残すことも危険に思えてくる。あり様は、行為レベルでの既述の展開、すなわち「強制」を避け、「自発的服従の調達」を慎み、やがて「説得・妥協・取引」に到るそれに似通っている。

だが、それだけではあるまい。意識的な公益の追求には、他にも理非善悪の判断が働く余地がある。いい換えれば、正しいと思つてそうすることがある。説得・妥協・取引も実は同じで、理非善悪の判断からそこに到ることがある。

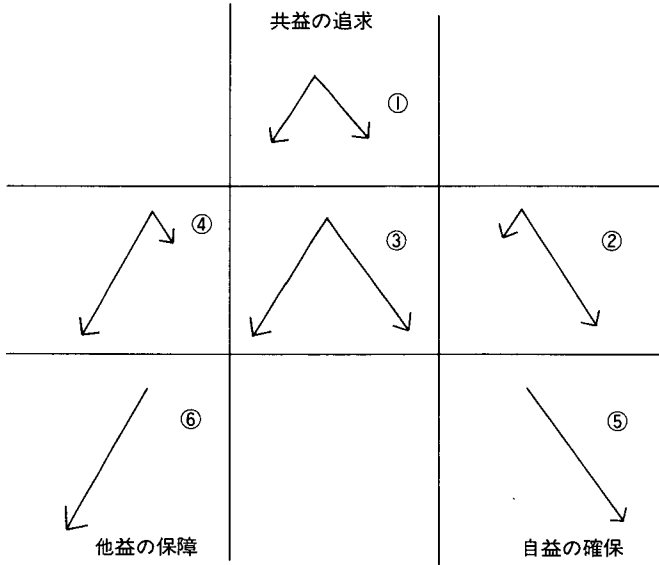
では、どのように理非善悪の判断が働くのか。次に、それが

問題になる。だが、このことは節を改めて論じよう。

五

多少の補足を行つて、とりあえずの結びとしたい。既に見たように、政治は行為のレベルで三つの基本類型の組み合わせパターンとして捉えることができる。では、目的のレベルでは、どうか。ここでは、「自益の確保」へ「他益の保障」へ「公益の追求」の三つの展開を考えることができるが、かといってこれらすべてを基本類型と見ることはできないだろう。基本はおそらく自益の確保と他益の保障の二つであり、公益の追求はこれらが組み合わさつてのものである。

第三図のように考えるとわかりやすい。自益の確保に向い、他益の保障へと赴くにしても、二つの歩みが並存する限りそれは公益の追求となる①②③④。勿論、二つの歩みの関係はケース・バイ・ケースであつて、互いに矛盾して一方への伸張が他方の後退をとまなう場合もあれば②④、矛盾せずむしろ表裏一体で、一方への伸張が同時に他方の伸張をもたらす場合もある③。問題は先の場合であつて、一方への伸張が過度になれば、それは専らの自益の確保となり、あるいは専らの他益の保

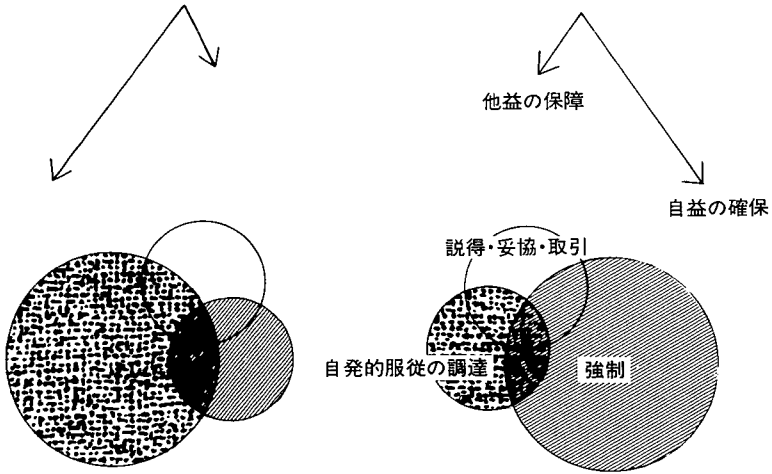


〔第三図〕

障となる(⑤⑥)。政治の現実には複雑で、目的レベルでもその例外ではないが、こうした形で理解の糸口をつかむことはできるだろう。

ところで、目的レベルでの組み合わせ如何は、行為レベルでの組成にも影響する。既にある程度述べてきたので、ここでは第四図を示すにとどめるが、どの程度に自益の確保に向い、他益の保障に赴くかによって、行為の三類型の占有比率も変わってくる。

なお、両レベル相互の関係を見る上では、〈支配〉とか、〈指導〉とかの物言いが好都合かもしれない。目的レベルで自益の確保に傾き、これにつれて行為レベルでも強制に拠るなら、その程度が大きければ大きい程、あり様は支配と概括されるべきだろう。右に対して、指導は、他益の保障に傾き、これにつれて強制を離れる程に、そのあり様の表現として妥当なものになってくる。ただ、こうした動きも、他益の保障を専らに、自発的服従の調達に大きく拠るなら、もはや指導とばかりはいっていらなくなる。他益の保障を専らとすることは、しばしば本人の揺るぎない優越を前提としており、自発的服従の調達に拠ることも、その末に相手の隷属化をもたらしかねない。だとすれば、あり様はむしろ指導の外見をまとった支配というべき



〔第四図〕

だろう。指導も又支配へと反転するのであり、こうした危険を免れる地平は、目的レベルで自覚的な共益の追求にとどまり、行為レベルで説得・妥協・取引に拠ること、おそらくそこだけである。

第三節 あるべきものを目指す

——当為の目的化と建前化、

及び内在化——

理解の枠組みを（行為）と（目的）の二つのレベルで探ってきた。終節となる本節では、これらのレベルにまたがって理想や原則が機能するもう一つの平面を考え、これを（当為）のレベルと見て、その理解の枠組みを模索してみたい。

一

人は、誰しもその人なりの規範意識を持っている。何を規範とするかは様々であり、中身は勿論のこと、その形態さえ決して一律ではない。はっきりとした教義やまとまった理想を奉じることがあれば、個別の原則や断片的な善悪基準に拠ることも

ある。又、どの程度に依拠するかも様々であつて、信じて疑わない場合もあれば、程々の域にとどまり、あるいは信じるふりをするだけの場合もある。だが、こうした隔たりはあるものの、人は概してその人なりの当為を持ち、多くは機会に応じてあるべきものを目指す。

では、へあるべきものを目指す、当為は、へいうことをきかせる、行為やへ利益をはかる、目的とどのような関係にあるのか。遺漏なく答えようとすれば、当為の中身や形態、さらにこれに依拠する程度によつて、その関係はまちまちとするのが妥当だろう。だが、大雑把の整理と割り切れば、これまでと似て三通りの係わりを考えることができる。

既に理想や原則の目的化として語つたように、当為は、一方において目的となり、「いうことをきかせる」行為とじかに結びつく。だが、他方では、「いうことをきかせる」行為と結びついたため、目的としては形だけの、いわば建前ともなる。そして、そのいずれとも異なつては、目的となるわけではないにしても、目的を規制して建前に終らず、しかも行為にさえ内在してこれを規制する。以後の便宜を考えて、とりあえず概括すれば、へ当為の目的化へ当為の建前化へ当為の内在化」となるうか。

二

本人が正しいと信じることに相手に従わせようとするなら、あり様はへ当為の目的化」だろう。教義や理想の宣伝にはじまつて、日常のマナーの周知徹底にいたるまで、身近にもその例は少くない。

信じるのが篤ければ篤い程、おそらく周囲の相手に従わせようとする度合は強くなる。そして、その振舞いは、正義は複数——正しいと信じることの中身は人それぞれの現実の中で、単一の正義を目指すことに近くなる。信じるのが篤くとも疑うことを知つていれば、あるいは周囲の相手に従わせようとすることを慎むかもしれない。よしんばそうでなくとも、つとめて複数の正義の一つにとどまろうとするだろう。だが、信じてなお疑うという苦当がたやすいわけではない。多くは、信じてば信じる程に疑うことを忘れ、これにつれて又周囲の相手に従わせようとし、単一の正義を目指すようになる。

だが、その成行きは決して平坦ではない。信じることと相手に従わせようとすることは、どちらかを損なうことなしには結びつきがたい。そして、大方は、後者が損なわれ、一定の限界を抱え込むことになる。当為を目的としてもそれが過度に流れ

るなら、「いうことをきかせる」行為は実効的な展開を妨げられるのである。

なによりもまず、行為の現実的条件への配慮が乏しくなる。

〈強制〉に訴えるつもりなら本人の優越を保たねばならず、〈自発的服従の調達〉を試みようとするなら相手の依存に答えてやる必要がある。だが、正しさを信じてその一途の拡大を望む時には、ともすれば正しさが勝つと考え、あるいは進んで従うのが当り前と思ひ、往々にして右の条件を無視することになる。

次には、行為の展開が偏つたものとなる。現実的な条件への配慮が乏しくても、〈説得・妥協・取引〉は可能である。だが、単一の正義であろうとするなら、説得はなしえても妥協や取引はむずかしい。己が正しいと信ずること以外は誤りでしかなく、誤りと妥協したり取引したりすることは困難である。従つて、「いうことをきかせる」行為は、説得をいわば戸口として、強制と自発的服従の調達のいずれかに傾かざるをえない。

こうして、相手を従わせることに限界が生まれてくる。現実的な条件への配慮が乏しい上に、その条件を必要とする行為に傾くというのなら、先行きはもはや知れている。勿論、配慮が乏しくとも条件が整うということはありえよう。だが、この場合にも、常に足元を掘りくずしかねない危険がつきまとう。「い

うことをきかせ」ようとするなら、強制においては抑制的であることが望まれる。もつばら自発的服従の調達を試みて、不調ならばむしろ諦めることの方が賢明である。だが、単一の正義を目指す限り、諦めるのは困難で、ともすれば強制に流れてしまう。次に何が待つかは、もはや繰り返すまでもあるまい。では、以上とは逆に、相手を従わせることがまさつて、信じることが損なわれることはないのか。ないとはいえず、當為の建前化はまさにこうした成行きを示すものだろう。

三

正しいと信じることに従わせようとしても、本人が正しさを便利使いし、あるいは相手に形だけの従順を求めることがある。〈當為の建前化〉であり、昨今はむしろこちらの方が目につく。建前化は、正しさを余り信じないか、信じてても程々の場合に目立つだろう。だが、正しさを信じる場合にも、皆無とはいえない。その頻度は、おそらく疑うことを知つて複数の正義の一つであろうとする時よりも、疑うことを知らず単一の正義であるとうとする時に高い。

信じて疑わないからこそ周囲の相手を従わせようとするが、

信じることに従わせることは抵触しがちである。その結果、多くは従わせることが限界づけられるが、時には従わせることがまさって信じるのが限界づけられることもある。正しさを余り信じないか、信じても程々といったケースは、おそらくその何割かが後者の顛末を告げるものだろう。

建前化は、相手を従わせる行為において実効的であろうとすることによる。なによりもまず、行為の現実的条件を満たそうとし、そのことが当初の信念を損ない唯一の正しさの実現という目的を変質させる。既に何度も述べたように、〈強制〉や〈自発的服従の調達〉を試みようとするなら、本人の優越を保ち、相手の依存に答える必要がある。だが、その要請を満たすつもりなら、相手を従わせようとする中で、つとめて自他の〈利益をはかる〉ようにしなければならぬ。こうして、唯一の正しさの実現が、従わせようとする者と従う者の利益拡大という性格を強め、やがてその先には利益拡大が優先されて唯一の正しさも便利使いされることになる。

又、次には、行為の自由な展開を確保しようとし、このことが同様の結果を招く。確実に相手を従わせようとするなら、できるだけ多くの選択肢を持ち、強制や自発的服従の調達は勿論のこと、〈説得・妥協・取引〉も可能でなければならない。だ

が、説得から妥協や取引に進むためには、少なくとも己の正しさがすべて受け入れられるわけではないことを承認しなければならない。それは、複数の正義の現実折り合うことであり、おそらくこうした中で形式的な従順だけを求めるといった建前化が進行する。

以上から、当為を目的として過度に流れた場合も、建前化を避けられないことが理解できるだろう。当為の目的は、ただ「いうことをきかせる」行為を制約するだけではない。時にはまったく逆に、目的としての当為が「いうことをきかせる」行為によつて制約され、建前化を促されるのである。現実の事例の多くは、おそらくこうした撞着の狭間にあつて行きつ戻りつを繰り返し、そうした中で、唯一の正しさの実現をめぐる分裂を生み出していく。

では、当為は目的となり、建前となるだけなのか。勿論、そうではあるまい。加えては、もう一つ、当為の内在化として、いわば右の行きつ戻りつを離れる道筋がある。

四

当為は、時として利益をはかる目的と「いうことをきかせる」

行為に内在し、各々の展開を規制する。それは「當為の内在化」
 というべきだろう。目的となる場合と異なつて、そのあり様は
 多分に行為の実効的であろうとする動きに即したものである。

繰り返し述べたように、「いうことをきかせる」行為はつねに
 実効的であろうとする。たとえ當為を目的としてもそこに利益
 をはかろうとする性格をつけ加え、利益をはかろうとする目的と
 しては「自益の確保」と「他益の保障」を促し、結果的に「共
 益の追求」へと赴かせることになる。勿論、「いうことをきかせ
 る」行為はそれ自体が実効的であろうとする。自他の利益をは
 かることを通じて「強制」「自発的服従の調達」「説得」「妥協」
取引」への道筋を確保しては、さしあたり強制を避けて自発的
 服従の調達を慎み、説得・取引・妥協へと向かうことになる。

ところで、目的と行為のこうした展開については、その各々
 に理非善悪の判断を加えることもできるだろう。なるほど善悪
 の基準は人それぞれであり、これによつて判断の如何も違つて
 くる。だが、基準を市民社会の常識に求めるなら、その違いは
 小さく、大筋ではおそらく実効的であろうとしての収斂を肯定
 することになる。人は互いに自由で平等であるべきであり、目
 的レベルでただ自益の確保につとめること、そのために行為レ
 ベルでもただ強制に訴えることは、自由が専制者の自由にとど

まつて、どう見ても悪とするしかない。又、ひたすら他益の確
 保につとめること、そのためにもつばら自発的服従の調達を試
 みることも、結局は多くの隷属化をもたらして、必ずしも善と
 はいいがたい。おそらくは、共益の追求が、しかも自覚された
 それが望ましく、さらに又これに見合つた説得・妥協・取引が
 望ましい。

だが、一旦こうした判断が生まれた時、今度は実効的であろ
 うとすることを制約することにもなる。実効的であろうとする
 ことが一定の収斂をもたらすことは確かだが、その収斂が動か
 しがたいというわけではない。本人と相手をとりにまく状況や相
 手の出方によつては、実効的であろうとすることが、もつばら
 自益の確保につとめて強制に訴えることを求め、あるいは又ひ
 たすら他益の保障につとめて自発的服従の調達を試みることを
 促す。だが、共益の追求と説得・取引・妥協を最善とし、他を
 不善とするなら、こうした要請に応じることはむずかしい。

當為が目的と行為に内在してその展開を規制するとは、以上
 の成行きを指す。必ずしも、建前化の余地がないというわけ
 はない。実効的であることが優先されて、ただ口先だけで最善
 を語るといったことはあるだろう。だが、建前化も、時には志
 を持つ。実効的であることを優先させながら、なお理非善悪の

判断を保ち、自ら悪をなす自覚を持つといったケースである。無論、こうした自覚は、人によって実効的であることの断念にもつながる。

人は、誰しも利益をはかり、「いうことをきかせる」ことを自らの所作とする。そして、自らの所作とする限りは、できるだけ実効的であろうとする。だが、実効的であろうとしても、時に断念することを知り、しかもそれが理非善悪の判断に基づくとなれば、その人は、そしてその人を抱える社会は、少しづつ「成熟」に向かっていると見えるだろう。

五

多少の補足をしておきたい。前項において、市民社会の常識とか、自由と平等とか語ったが、その物言いは安易だったかもしれない。当為の中身を特定せずに論を進めながら、ここにきてそれらを持ち出すのは、唐突のそしりを免れがたい。おまけに、不用意という難点もある。自由と平等についてはなお多くの議論があり、どのような解釈を市民社会の常識とするかは必ずしも定かではないのである。

だが、こうした問題はあるものの、自由と平等という特定の

理想を持ち出せば、当為の目的化と建前化、さらにその内在化という展開はまことにわかりやすい。おまけに、右の展開が社会の「進歩」なり「成熟」なりにつながることを示唆してくれる。

自由と平等はかつて市民革命の理想として働き、いわば「いうことをきかせる」行為の目的とされてきた。他方、現代においてなお自由主義国家が外交スローガンとするように、それは又「いうことをきかせる」行為の建前ともなるものであった。このように、目的とされ、建前とされながら、しかし、決してその間を行きつ戻りつするだけにとどまってはいいないのである。理想や原則のすべてが、こうした推移を示すわけではない。多くは、むしろ目的とされ、建前となり、その間を揺れ動くだけである。ごく限られたものだけが、人々の所作に内在して命脈を保つのである。

社会に「成熟」というものがあるとすれば、おそらくはなんらかの理想や原則がこうした内在化を通して広がる時だろう。そして、もし社会に「進歩」というものがあるとすれば、それは「成熟」への展望を持った思想が登場した時にはじまるといえるだろう。

まとまりのない話だが、自由と平等の思想は、こうしたあれ

これの思いを誘いもするのである。

おわりに

簡単な要約をもつて、結びに代えたい。本稿は広義の政治を想定して、これを捉えるために、まず「行為」〈目的〉〈当為〉の三レベルを考えた。そして、「行為」については「強制」〈自発的服従の調達〉〈説得・妥協・取引〉、〈目的〉については「自益の確保」〈他益の保障〉〈共益の追求〉の三つの展開を追い、さらにそこで実効性の追求とでもいうべきダイナミズムが働くこと、これによって一定の収斂傾向が生じることを見た。だが、政治においては、必ずしも実効的であることがすべてではない。「当為」のレベルでは、こう考えて「当為の目的化」〈当為の建前化〉〈当為の内在化〉の三つの展開を押さえ、実効的であることと規範的であることの相互関係を見た。

本稿のテーマは、広義の政治について理解の枠組みを探ることである。右の作業によってそれができたのか、この点はあまり自信がない。三つのレベルの三つの展開、基底における実効的であることと規範的であることの対立と競合といった図式は、理解の枠組みというよりはむしろその糸口にすぎないだろう。

だが、理解の枠組みを探ろうとしたのは、普通の市民に自らを顧みる手立を提供できないかと考えたためであった。その底意からすれば、たとえ糸口にすぎなくとも、これを示すことができれば満足とすべきだろう。ただ、理解の糸口としては錯綜しすぎてもおり、この点にも又不安は残る。

結果として、本稿は作業半ばの報告にすぎない。政治学ノートとする所以である。